

公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下、「当法人」という。）において、定款第3条及び第4条に定める自動車その他の手段による交通の利便性及び安全性の向上その他交通に関する事業等への助成事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者、障害者の移動に係るバリアを取り除くためのノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及等の公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- (2) 連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とする BRT (Bus Rapid Transit) の普及等の公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- (3) 外国人旅行者等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線 (Wi-fi) の設置や、多言語対応のタクシー配車アプリの普及等の公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行者の受入れ体制の強化に資する事業
- (4) 交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな自動車技術や自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の次世代自動車の普及に資する事業
- (5) 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- (6) 公共交通機関からの二次交通の利用促進、過疎地域における地域交通の確保等の公共交通機関等の維持確保に資する事業
- (7) 無電柱化や、道路環境の整備等の街づくりに資する事業
- (8) 観光地における宿泊施設、観光案内所、トイレ、休憩所及び食堂等の整備、改修等の観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
- (9) その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業

(申請者の募集及び資格)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体の募集方法は、公募とする。

(助成金の申請手続き)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、別に定める申請書を理事長に提出しなけ

ればならない。

(助成金交付手続等)

第5条 理事長は、受け付けた申請書を、助成対象者選考委員会に送付するものとする。

- 2 助成対象者選考委員会は、助成金の交付対象事業及び助成額等の決定(以下「交付決定」という。)を行い、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、選考に当たり必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
- 3 理事長は、前項の交付決定が行われたときは、当該交付決定に係る申請者(以下「助成対象者」という。)に対し、書面にて決定事項と金額等を通知するものとする。
- 4 助成金は、全額、または必要により分割した額をもって助成対象者に交付する。

(変更事項)

第6条 助成対象者は、次に掲げる各号に該当することとなったときは、理事長の承認を得なければならない。

- (1) 助成事業を中止又は完遂する見込みがなくなったとき
- (2) 助成事業の内容を変更するとき
- 2 理事長は、前項の承認を行おうとするときは、あらかじめ助成対象者選考委員会の意見を求めることとする。

(助成の決定の取消、中止および返還)

第7条 助成対象者が、正当な理由なく次の各号の一に該当するときは、理事長は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき
- (2) 提出した書類に虚偽があったとき
- (3) 助成金を目的以外に消費したとき
- (4) その他適正と認められないものと理事会が認めたとき
- 2 理事長は、前項に定める助成の決定の取消、中止又は返還を求めようとするときは、あらかじめ助成対象者選考委員会の意見を求めることとする。

(報告及び調査)

第8条 理事長は、助成事業の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求めることができるとともに、必要に応じて調査することができる。

(実績の報告)

第9条 助成対象者は、その助成を受けた事業の終了後3ヶ月以内に、収支決算書を添えた事業報告書を理事長宛てに提出しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(細則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の公益認定を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。